

東京外国語大学オンライン日本語教育センター教育関係共同利用拠点運営委員会
規程

〔 令和 5 年 11 月 28 日 〕
規 則 第 99 号

(趣旨)

第 1 条 東京外国語大学オンライン日本語教育センター（以下「センター」という。）に、
オンライン日本語教育センター教育関係共同利用拠点運営委員会（以下「運営委員会」
という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 運営委員会は、オンライン日本語教育センター長（以下「センター長」という。）
の諮問に応じて、教育関係共同利用拠点の運営及び共同利用の計画、実施等に関する重要
事項について審議する。

(組織)

第 3 条 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター長が指名するセンター員 2 名
- (4) 学長が委嘱する学外の学識経験者 4 名

2 前項第 3 号の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、センター長の任期を超えるこ
とはできない。

3 第 1 項第 4 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期を超える
ことはできない。

4 第 1 項第 3 号の委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 運営委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、運営委員会を主宰する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(議事)

第 5 条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長
の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 運営委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を運営委員会に出席させて意見
を聴くことができる。

(庶務)

第7条 運営委員会に関する庶務は、広報・社会連携課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、拠点の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年11月28日から施行し、令和5年7月31日から適用する。